

萩尾溜池公園バイオトイレ導入業務委託公募型プロポーザル方式実施要項

I 事業の目的と業務の概要

1 目的

当該施設の設置予定地は萩尾溜池公園（市立公園）内であり、県立豊野少年自然の家のハイキングコースの昼食場所として年間 2,300 人の利用がある。また、バス釣りが盛んで多くの方が集う場所となっており、宇城市のフィッシングポイントとなっている。併せて計 3,000 人ほどの利用者がいる。

萩尾溜池公園（市立公園）を含む約 8 km の自然豊かなハイキングコースは、現在トイレがスタート地点と萩尾溜池公園設置の仮設トイレの二箇所のみとなっているが、萩尾溜池公園内に設置している仮設トイレが一基しかなく、かつ昼食場所となっているためトイレの利用者も多く、待ち時間が長い。しかし、既存トイレは耐震の関係上、改修不可かつ溜池が農業用溜池のため排水場所がなく下水設備が設置できない。よって既存トイレを撤去し、下水設備を必要としない環境に配慮したバイオトイレを設置する。整備により利用者の満足度が高まるとともに、自然環境の保全に繋がる。

2 業務委託の概要

(1) 委託名

萩尾溜池公園バイオトイレ導入業務委託

(2) 業務内容

別紙「萩尾溜池公園バイオトイレ導入業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

(3) 委託期間

ア 導入業務

契約日締結日の翌日から令和 8 年 3 月 24 日（火）まで

ただし、繰越承認が得られた場合は工期を延伸できるものとする。

イ 保守業務

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 3 年

（地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約）

ただし、繰越承認が得られた場合は工期を延伸するため、完了後の業務委託となる。業務開始日については、協議の上決定する。

(4) 提案上限額

ア 導入業務（税込み）

29,000 千円

イ 保守業務（税込み）

2,700 千円（900 千円／年 3 年間長期継続契約）

保守業務については、翌年度以降の歳出予算が減額又は削除されたときは契約の解除を行

うこととなるが、契約を解除された場合において、受託者に損害が生じたときは、委託者にその損害を請求する事ができる。この場合における賠償額は、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。

ウ 導入及び保守業務の提案上限額については契約時の予定価格を示すものではなく、業務の最大規模を示すためのものであることに留意すること。

3 プロポーザル実施スケジュール

※上記の日程は、都合により変更する場合がある。

項 目	期 日	提出資料
(1) プロポーザルの公表	令和7年11月17日（月）	
(2) 質問書の提出期限	令和7年11月18日（火）から 令和7年11月25日（火）まで	別紙1
(3) 質問に関する回答	令和7年11月28日（金）	
(4) 参加申出書の提出期限	令和7年12月3日（水）	様式第1号
(5) 参加資格確認結果通知	令和7年12月8日（月）	様式第2号
(6) 提案書の提出期限	令和7年12月15日（月）	様式第4号
(7) プレゼンテーションの実施	令和7年12月下旬	※別途通知
(8) 評価委員会による審査	令和7年12月下旬	
(9) 受託候補者の決定	令和7年12月下旬	
(10) 結果通知書	令和8年1月下旬	様式第6号、7号
(11) 契約内容に関する協議	令和8年2月上旬	
(12) 契約の締結（予定）	令和8年2月上旬	

※上記の日程は、都合により変更する場合がある。

4 各項目の事務手続き

(1) 事務の受付

ア プロポーザルに関する質問（別紙1）は、メールにより事務局において行う。

イ プロポーザルに関する提案書等の受付は、メール、持参又は書留郵便により全て事務局にて行う。

ウ 受付時間は、9時から16時まで（土日、祝祭日を除く。）とする。

(2) 事務局

宇城市土木部 都市整備課 都市計画係（担当：田上）

〒869-0592 熊本県宇城市松橋町大野 85 番地

TEL：0964-32-1694（直通） FAX：0964-32-0110

E-mail：toshiseibika@city.uki.lg.jp

II 資格要件等について

1 プロポーザル参加の要件

参加できる者は、業務委託を効率的かつ効果的に実施でき、次の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。法人の場合は、役員等が暴力団員ではないこと。また、暴力団員が経営に事実上参加していないこと。
- (3) 公募型プロポーザル参加申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの期間において、宇城市工事等指名競争入札参加資格者指名停止処分要綱（平成17年宇城市告示第20号）の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 法人税、消費税、地方消費税及び市税を滞納していない者であること。
- (5) 本市の競争入札参加資格を有している者で、物品製造若しくは役務提供のいずれかの品目の登録をしていること。
- (6) 令和2年4月以降に官公庁又はそれ以外の団体が発注した、本業務と同種業務・類似の実績があること。
- (7) 今回の事業に際して、主として本事業に従事する1名以上の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。
- (8) 別紙仕様書「5配置技術者（2）」に係る主任技術者を配置できること。
- (9) その他、市との協議に柔軟、真摯に対応できること。

Ⅲ 参加申込みについて

1 プロポーザル関係書類の交付期間、場所及び方法

- (1) 交付期間 令和7年11月17日（月）～令和7年11月25日（火）
- (2) 交付場所 宇城市ホームページ
- (3) 交付方法 電子データ

2 参加申出書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和7年12月3日（水）16時（必着）
- (2) 提出場所 〒869-0592
熊本県宇城市松橋町大野85番地
宇城市土木部都市整備課
- (3) 提出方法 持参又は書留郵便（持参の場合は、平日9時～16時）
- (4) 提出書類
ア 様式第1号「公募型プロポーザル参加申出書」
イ 会社概要（任意様式、パンフレットの会社概要でも可）
ウ 実績がわかるもの（Ⅱ資格要件の（2）関係）

エ 未納がない証明（Ⅱ資格要件の（４）関係）

（５）提出部数 １部

（６）その他提出書類等の作成等に係る一切の費用は、申込者が負担すること。

Ⅳ 質問及び回答について

１ 質問は、別紙１「質問書」により提出すること。

（１）提出期限 令和７年１１月２５日（火）１６時

（２）提出場所 宇城市土木部都市整備課

（３）提出方法 電子メール toshiseibika@city.uki.lg.jp

※送信後、必ず電話により着信確認してください。

２ 回答は宇城市ホームページで掲載し、個別の回答は行わない。なお、質問がない場合は、質問書の提出を要しない。

Ⅴ 提案書について

１ 提案書の作成について

提案書は、次の提案課題に沿った内容とし、また仕様書及び関係法令に適合するよう作成すること。

（１）提案課題

評価項目	評価事項	評価基準
１．内容	（１）目的	・本業務の目的を理解した上で実効性のある提案か
	（２）撤去	・本業務を理解した適切な撤去方法が提案されているか
	（３）バイオトイレの性能	・自己完結型トイレの説明は十分理解できたか ・適切な処理方式及び処理能力の提案か ・仕様書の目安部屋数に出来る限り沿った内容か
	（４）設置	・本業務を理解した適切な設置方法が提案されているか ・立地特性や条件を考慮しているか
２．業務実施方針	本業務の業務内容について、実施にあたっての考え方、取り組み方法など、具体的な実施方針	・業務の取り組み方法などが適切で、スケジュールは実現可能か。
３．業務実績	（１）業務実施体制	・本業務に関する十分な知見・ノウハウ

		を有している担当者が配置されているか ・再委託を行う場合、宇城市内業者への活用が図られているか
	(2) 業務実績	・公民問わず類似業務の実績とその内容は、本業務を実施するに当たり十分であるか
4. 提案額	(導入業務費用) $\text{評価} = \text{最低見積書金額} / \text{見積書金額} \times 5$ ※評価点数は、税抜きで算定し、小数点以下切り捨てとする。	
	(保守業務費用) ・効率的な維持管理方法であるか ・市の財政負担が少なくなるような提案か	
5. 説得力	・説明に説得力があるか、論理的か ・質問に対する回答が適切か	

(2) 提案書の規格

ア 提案書は、任意様式とする。

イ 提出する書類の規格はA4横版とし、両綴じとする。必要に応じてA3版を使用する場合は、原稿サイズ混合の設定をすること。なお、表紙はページに含めない。

ウ 提案書の中に導入業務委託と保守業務委託の見積書も入れること。

エ 審査過程において、提案内容を客観的かつ公平に審査するため、提案書には法人名を記載しないようにする。

(3) 提案書の提出方法

ア 提案書は、メール又は電子媒体にてデータを提出すること。

なお、メールで送付する場合は、件名を「萩尾溜池公園バイオトイレ設置業務委託_提案書」とする。

イ 郵送により提出する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日（令和7年12月15（月））の16時までに必着とすること。

(4) その他

ア 提案書以外の書類は受理しない。

イ 提案は、1参加者につき1案のみとする。

ウ 提出期限に遅れた場合は失格とする。

エ この要項に定める以外の方法により審査員等の関係者に直接又は間接を問わず、連絡を求めた場合は失格とする。

オ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合は失格とする。

2 参加の辞退について

参加者は、提案書の提出期限までに、本業務の提案への参加を辞退することができる。辞退す

る場合は、その理由を記載した書面（Ａ４版様式任意）を、事務局まで提出すること。

Ⅵ 審査について

1 提案資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、提案資格を取り消すものとする。

- （１）提案書の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき。
- （２）Ⅱに定める資格要件を満たさなくなったとき。
- （３）提案書等、提出した書類に虚偽の記載があるとき。
- （４）提案書の提出期限に遅れたとき。
- （５）提案上限額を超える提案をしたとき。
- （６）他の提案者と提案の内容、又はその意思について相談を行ったとき。
- （７）評価の公正性に影響を与える行為があったとき。
- （８）その他、評価委員会が不適格と認めたとき。

2 審査方法

- （１）本プロポーザル審査は、本業務に係る評価委員会の評価委員が、別紙評価基準により提案者の提案内容について審査を行うこととし、提案者ごとに絶対評価とする。
- （２）評価委員会において、提案書の審査及びプレゼンテーションを実施する。
- （３）提案者が４者以上のときは、評価委員によって評価基準に基づき事前に提案書の審査を行い、上位３者を選定する。ただし、提案者が３者以下のときは、この限りでない。
- （４）プレゼンテーションの概要は次のとおりとする。
 - ア 日時 令和７年１２月下旬（予定詳細は別途通知）
 - イ 場所 宇城市役所会議室（詳細は別途通知）
 - ウ 人数 ３名以内
 - エ 時間 ５０分（３０分以内で説明、２０分以内で質疑応答）
 - オ 機器 プロジェクター、その他必要な機器（パソコン等）は、提案者が準備すること。なお、スクリーンは本市が準備する。
- （５）評価点は満点を１００点とし、最大及び最低点を除いた各委員の評価項目の合計を評価委員数で除し、小数点第２位以下を四捨五入した点数を提案者ごとに算出する。
- （６）本プロポーザルの審査における最低基準点は６０点とし、前号により算出した評価点がこれを下回る者は受託候補者とはならない。
- （７）提案者の提案内容により、評価基準に基づき独立して提案者の提案の優劣を判定し、評価委員会において、委員の判定に基づく採点の合計点により基準点以上を満たす者の中から一位の者を決定する。ただし、最高点の者が複数いる場合は、業務内容及び業務実績の評価点合計が最も高い者を受託候補者として選定する。

なお、総合評価点が同点で、かつ、業務内容及び業務実績の評価点合計が同点である者が複数いる場合は、評価委員会委員長の総合評価点の高い者を受託候補者として選定する。

- (8) 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を受託候補者とする。また、基準点に満たない場合、又は参加申込みが無い場合は再度検討する。
- (9) 受託候補者との契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合は次点者と交渉を行うものとする。

3 審査結果について

(1) 審査結果の通知

審査結果については、評価委員会終了後、参加者全てに対して次のとおり通知する。

- ア 受託候補者として選定された者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。
- イ 受託候補者として選定されなかった者に対しては、その旨を当該参加者の代表者あてに通知する。
- ウ 審査結果については、ホームページ等での公表を行う。
- エ 選定・不選定の理由等の説明については、通知した日の翌日から起算して5日以内に書面にて要求すること。
- オ 受託候補者が契約の締結までに参加資格を満たさなくなった場合、本要項VI-1に定める失格事項に該当することが判明した場合、又はその他の理由において契約ができない場合は当該審査結果を取り消すこととする。
また、受託候補者は、契約が締結できないことが明らかになった時点で、速やかにその旨と理由を記載した書面（A4版様式任意）を、事務局まで持参すること。

Ⅶ 契約について

1 契約の手続きについて

- (1) 導入業務と保守業務は、別契約とする。
- (2) 市と受託候補者は、仕様内容が決定した後、速やかに契約を締結する。
- (3) 契約手続きは、宇城市契約事務取扱規則（平成17年宇城市規則第46号）の定めるところによる。

2 契約方法について

本業務実施にあたっての契約は、随意契約とする。

3 契約の保証について

受託候補者は、契約締結時までに、宇城市契約事務取扱規則第22条により契約保証金を納めなければならない。

Ⅷ その他の注意事項

1 提出書類の取扱いについて

- (1) 提出された提案書等は、返還しない。
- (2) 市は、提出された提案書について、選定及び選定結果以外の目的で無断使用しない。
- (3) 提出された提案書の著作権は、それぞれの提案者に帰属するものとする。

ただし、市が必要と認める場合には、無償で利用できるものとする。また、提出書類について、市民等から開示請求があった場合は、宇城市情報公開条例（平成17年宇城市条例第10号）に基づき、開示等を行う。

2 提出書類の作成及び提出に関する費用について

提出書類の作成及び提出、その他の提案協議に関する一切の費用については、市は負担しないものとする。

3 業務等の変更及び中止について

- (1) 本市の財政事情の変化や、今後の社会情勢、その他不可抗力により、本市は業務及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。
- (2) 本契約締結までに前項の事態に至った場合、市は、参加者に対して一切の責任を負わないものとする。

4 その他

(1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(2) 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託候補者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないこととする。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、業務の一部を委託することができる。

(3) 個人情報保護

受託者が業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(4) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために利用できないこととする。また、委託業務終了後も同様とする。